

令和5年度 磯子区ふれあい助成金 助成区分一覧

区分	事業	主な対象活動	条件			備考
			年回数	1回あたりの人数	助成上限額	
要 援 護 者 支 援 区 分	集いの場	①サロン・ミニデイサー ビス・茶話会・認知症カ フェ等②会食会・こども 食堂・地域食堂③若者支 援（フリースペース/居場 所づくり/学習支援）④子 育て支援事業（支援者が 主催する活動）等	72回以上	10名以上	400,000	※対象が障害児者のみの場合は、 「障害児者支援事業区分」に該当す る。 ※主催者は条件の「1回あたりの人 数」にはカウントしない。
			48回以上	10名以上	300,000	
			36回以上	10名以上	180,000	
			20回以上	5名以上	120,000	
			10回以上	5名以上	80,000	
			6～9回	5名以上	50,000	
			【新規立上げ】年度内3ヶ 月以上実施。1回5名以上			
	家事 ・ 生活支援	①住民同士の助け合い活 動（介護保険事業を除 く。例：調理・掃除・草 取り・子どもの一時預か り・送迎・買い物等の家 事・見守り訪問・生活相 談を受け対応する活動） ②相談支援・傾聴活動 （施設訪問しての傾聴活 動は福祉のまちづくり区 分へ） ③電話相談	年間延べ回数		助成上限額	※年間に対応した延べ訪問回数でカ ウントする。 例）1日のうちでAさんから草取りと 買い物を依頼された⇒2回カウント （依頼された項目をカウントする）
			800回以上		400,000	
			500回以上		300,000	
			100回以上		160,000	
			50回以上		80,000	
			30回以上		50,000	
	【新規立上げ】年度内3ヶ月以 上実施。月訪問回数3回以上			40,000		
	配食	配食 ※定期的に利用者宅に食 事を届け、見守りを行う 活動等	年回数	1回あたりの人数	助成上限額	※1回の食数=1回あたりの配食した 人数とする。
			60回以上	10名以上	400,000	
			48回以上	10名以上	300,000	
			36回以上	10名以上	240,000	
			20回以上	10名以上	160,000	
			10回以上	5名以上	80,000	
			6～9回	5名以上	60,000	
【新規立上げ】年度内3ヶ 月以上実施。1回5名以上			40,000			
送迎	道路運送法79条に基づく 登録団体及び無償で活動 を行う団体が行う車両に よる送迎活動	年間延べ回数		助成上限額	※片道1件を1回とする。 ※1回の乗車で複数名乗車した場 合は、乗車人数が回数と同数となる。 例）サロンの送迎で2人同時に乗せ た。2回カウント。	
		1,000回以上		350,000		
		500回以上		300,000		
		100回以上		250,000		
		【新規立上げ】年度内3ヶ 月以上実施。月10回以上				40,000

区分	事業	主な対象活動	条件			備考
			年回数	1回あたりの人数	助成上限額	
障害児者支援区分	障害児者支援・障害当事者活動	当事者団体及び家族会、支援者団体が実施する事業 ①余暇支援事業・青年学級 ②リハビリ目的等の集い事業③障害者スポーツ④訓練会等	36回以上	20名以上	200,000	※親や家族のみの活動は対象外。 ※福祉バス利用は対象外。
			36回以上	10名以上	150,000	
			20回以上	5名以上	100,000	
			10回以上	5名以上	60,000	
			1回～9回	5名以上	40,000	
			【新規立上げ】年度内3ヶ月以上実施。1回5名以上		40,000	
宿泊・日帰りハイク	当事者および家族会、訓練会が企画する事業	条件		助成上限額	※参加者が家族のみの事業は対象外。 ※福祉バス利用は対象外。	
		当事者参加数5人以上		50,000		
視覚障害者・聴覚障害者支援	手話サークル、聴覚障害者支援事業(要約筆記支援等)、視覚障害者支援事業(点訳・音声訳・誘導等)	条件		助成上限額	※回数・人数要件はありませんが、事業報告の時には回数・人数等の内容を記載する必要があります。	
		—		50,000		

区分	主な対象活動	条件			備考
		年回数	1回あたりの人数	助成上限額	
福祉のまちづくり区分	①布おもちゃ②セルフヘルプグループ(家族会・介護者の集い・難病患者会・依存症の会)③外国人支援(日本語教室、国際交流)④おもちゃドクター⑤本の読み聞かせ⑥車いすダンス⑦防災関連事業(地域防災拠点訓練除く)⑧地域住民交流(お祭り、運動会等)⑨自然環境活動⑩福祉情報紙⑪福祉に関する啓発、勉強会、公開講座⑫子育て支援事業(支援者以外が行う自主的な活動)⑬施設・病院支援ボランティア(施設内での傾聴ボランティア含む)⑭「要援護者支援区分」の対象事業の助成要件に満たない活動	6回以上	5人以上	40,000	※1回あたりの人数は参加者の人数です。(主催者側の人数を除きます) ※①、⑬は人数要件はありません。 ※チャリティーイベントなどの収益事業は対象外。
		1～5回	5人以上	30,000	
	⑭のうち家事・生活支援活動および送迎活動	12回以上	—	30,000	

区分	主な対象活動	条件			備考
		年回数	1回あたりの人数	助成上限額	
健康増進区分	①高齢者健康増進事業 ②施設等を訪問する特技ボランティア	3回以上	5名以上	10,000	※1回あたりの人数は ①の場合、会の主催者を除く人数です。 例) 自治会館で体操教室を行っている、役員など会の運営に携わる方以外で5名以上の参加者が必要です。 ②の場合、参加者の人数です。 例) 施設で音楽演奏する場合、参加者(演奏を聞く方)が5名以上必要です。 ※特技ボランティアの場合、主催者側の年齢に制限はありません。

令和5年度 磯子区社会福祉協議会団体助成金 助成区分一覧

区分 : 磯子区民生委員児童委員協議会／青少年指導員協議会			
対象事業		助成上限額	備考
区民生委員児童委員協議会で実施する事業等		400,000	
区青少年指導員協議会で実施する事業等		40,000	

区分 : 障害施設・学童保育施設整備費等資金			
対象事業		助成上限額	備考
障害者通所・入所施設、学童保育の施設整備費等 ※施設の備品購入、設備修繕費、教材やおもちゃの購入費など ※備品購入の場合、原則一点(一体となっているもの)とする。 ※神奈川県共同募金会助成金との重複は不可		50,000	磯子区ふれあい助成金の障害児者支援区分、福祉のまちづくり区分および団体助成金の周年記念事業資金区分との重複申込み可

区分 : 周年記念事業資金			
対象事業		助成上限額	備考
10年を単位とする周年記念イベントや記念誌作成のために必要な経費 ※本会正会員の団体のみを対象とする ※本区分で助成を受けた団体は同区分での申請は10年後とする ※単年度事業であること ※祭り、講演会、シンポジウムなどの場合、広く一般区民も対象として行うこと ※記念誌等の作成の場合、広く一般市民にも配布すること		100,000	磯子区ふれあい助成金との重複申込み可

区分 : 会員特典			
対象事業		助成上限額	備考
会員特典 ※本会正会員のうち磯子区ふれあい助成金／団体助成金の配分を受ける団体		10,000	前年度区社協会費を納入していること